

期限の利益の喪失とは？

お金の貸し借りの契約である「金銭消費貸借契約」というのは、通常は返済期限というものが定められています。例えば、返済期日 2020 年の 3 月 31 日とかです。このような期限が定められていると、債務者はその期限には借りたお金を返さなければいけない義務を負うわけです。でも、それは逆に言えば債務者はその期限 2020 年 3 月 31 日まで借りたお金を返さなくてもいいという「期限の利益」をもっているのです。

「期限の利益の喪失」というのは、「その期限の利益を失う」ということだから、債務者は債権者にまとめて一括で 2020 年 3 月 31 日を待たずに、すぐに返済しなければならない事態になるということです。

この「期限の利益の喪失」事由については、民法に 3 つ列挙されています (137 条)。

1. 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき
2. 債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき
3. 債務者が担保を供す義務を負う場合において、これを供しないとき

これらの事実があれば、債務者はもっている「期限の利益」を失うことになるのです。

期限の利益喪失条項とは？

ただ、実際の生の社会では、この民法が設けた 3 つのケースだけでは足りないのです。

債務者の経済的状況の急激な悪化等があつて、債務者の返済能力に不安を生じた場合、債権者はそれでも返済期日の到来まで貸金を返還請求を待たなければならないとしたら、とても満足する債権の回収が望めません。

そのような場合を想定して、債権者としては、債務者に一定の事由が生じた場合には、この「期限の利益」を債務者が主張できなくなる条項（これを「期限の利益喪失条項」といいます。）を契約書に入れておくのが定番となっています。それで、債権者は確実に債権回収を図る機会を担保しておくのです。

例えば、期限の利益喪失事由として

「一回でも支払を怠ったとき」と定めておき、実際に支払がなかった場合には、その他の債務についても「期限の利益」が喪失される結果、直ちに支払わなければならないとするものです。

～期限の利益喪失条項の具体例～

- ・一回でも支払を怠ったとき
- ・振出をした手形が一回でも不渡りになったとき
- ・差押え、仮差押え又は仮処分を受けたとき
- ・担保を滅失、損傷又は減少させたとき
- ・担保を供する義務を履行しないとき
- ・全部又は一部の事業の廃止をしたとき
- ・破産、特別清算、民事再生若しくは会社更生の申立をしたとき又は申立を受けたとき